

## 浦和美園まつり&花火大会 実施計画書

- 1 名称  
第10回浦和美園まつり&花火大会
- 2 実施日時、場所  
日時:令和6年10月27日(日)10時00分から17時30分ころまで  
※設営・準備の時間を含まない  
※荒天時は、花火大会のみ翌日に順延  
場所:浦和美園歩行者専用道路、浦和美園車両基地、浦和美園駅
- 3 実施目的  
浦和美園地域の賑わいや活性化を創出し、地域の魅力を発信するとともに、地域住民の交流を深めるイベントを開催することを目的とする。
- 4 実施内容
  - (1) 浦和美園駅  
埼玉高速鉄道がワークショップなどのイベントを実施する。
  - (2) 車両基地  
埼玉高速鉄道が毎年実施する車両基地会場として、このイベントに合わせて実施する。
  - (3) 歩行者専用道路でのイベント  
地元住民、企業等によるイベントの実施。地元農産物の販売や縁日のイベントの実施等、住民参加型のイベントを企画する。内容については、各団体が個別に計画し企画の持ち寄りとする。  
この他、ハロウィンイベントを盛り込みイベントの賑わいを創出する。  
※実施費用等については、各団体負担とする。
  - (4) 花火大会  
大門上池を打ち上げ場所とする花火大会を実施する。協賛金を募り、集まった金額に応じた花火大会とする。
- 5 目標集客数  
3万人
- 6 実施団体構成  
主催:浦和美園まつり&花火大会実行委員会  
事務局:埼玉高速鉄道株式会社
- 7 広報計画  
浦和美園地区及びさいたま市、埼玉高速鉄道線沿線、東京メトロ南北線・東急目黒線・新横浜線、相鉄新横浜線沿線、埼玉県内、その他エリアから誘客できるように、広報を効果的に実施する。
  - (1) プレスリリース  
埼玉県政記者クラブ、さいたま市政記者クラブ、川口記者クラブ、ときわクラブ等
  - (2) ポスターの作成  
駅貼りポスター、車内中吊りポスター、チラシを作成
  - (3) ホームページ掲載・SNSの活用

- 各共催事業者のホームページ・SNSを活用
- (4) 広報紙  
自治体(さいたま市、さいたま市緑区、岩槻区、埼玉県等)の広報紙を活用

## 8 安全管理

- (1) イベント全体  
消防・警察等への事前の相談により、安全を確保する。
- (2) 花火大会  
火薬使用に伴う必要な手続き等を事前に済ませるとともに、保安距離等を確保した安全計画に基づき実施する。
- (3) 飲食関係  
飲食出店者は各自の責任において必要な手続きを済ませ、食中毒等が発生しないようにする。
- (4) イベント保険・賠償責任保険等  
必要な保険等に参加し、万一の際の対応にあたる。

## 9 出店・配置計画

- (1) 浦和美園駅関係  
埼玉高速鉄道が計画する。
- (2) 車両基地関係  
埼玉高速鉄道が計画する。
- (3) 歩行者専用道路関係  
各事業実施団体の企画を事務局である埼玉高速鉄道が全体調整する。
- (4) 花火大会関係  
埼玉高速鉄道が消防・警察・花火業者等と調整する。

## 10 配置図

歩行者専用道路等の出店及びゴミ箱の設置、警備員の配置について、埼玉高速鉄道が調整し、調整後速やかに実行委員会、出店者等に共有する。

## 11 スケジュール

イベント当日の設営から撤収完了までのスケジュールを作成し、実行委員会、出店者に共有する。

## 12 管理体制

本イベントの管理体制は別添のとおり。

## 13 出店資格及び実施計画書の提出

- (1) 出店資格
- ・出店資格は、実行委員会参画団体及び10万円以上の協賛者とする。
  - 出店スペースは、間口5mの範囲内とする。
  - なお、協賛金額により間口を広げることもある。
  - その他、実行委員会が特に認める事業者、団体等
- (2) 実施計画書
- ・出店者は、別紙の【実施計画書】浦和美園まつり&花火大会各団体の取り組みを8月30日(金)までに提出してください。

## 14 出店者の注意事項

- (1) 搬入搬出
  - ・搬入搬出の際に使用する車両には、必ず出店車両許可証をフロントガラスから見える場所に置いてください。
  - ※出店車両許可書が無い車両は進入することができません。  
出店車両許可証は、各出店者でコピーして使用してください。
  - ・搬入搬出時間を遵守し、歩行者に十分注意のうえ行って下さい。
  - ・搬入及び設営時間は8時30分から10時00分です。
  - ・搬出時間は、15時から15時20分までの間と花火打上げ終了後から19時00分までに搬出して下さい。【時間厳守】
  - なお、15時から15時20分の間に出店する出店者は、出入口に近い出店場所とする。
  - ・15時から15時20分の搬出時間は、搬出する車両の前後を警備員等の誘導により移動となります。
- (2) 出店設備
  - ・出店には、電気設備、給排水設備はありません。各出店者が用意して下さい。
  - なお、出店に必要な設備、器具などの費用は、全て出店者の負担となります。
  - ・テントを使用する場合は、突風などで飛ばされないよう重りをつけて下さい。
- (3) 出店場所
  - ・出店場所は指定された場所で必ず行い、点字ブロックの上での出店及び看板や荷物などを置かないで下さい。
  - ・飲食販売を行う団体は、アスファルトを養生し、油汚れなどを残さないようにして下さい。
  - ・搬入搬出で使用した車は、出店場所範囲内に駐車して下さい。
- (4) 飲食物販売
  - ・食中毒事故を防止するため、食品の取扱いには十分注意して下さい。
  - ・調理は飲食の直前に行い、前日の調理や作り置きはしないで下さい。
  - ・加熱調理の際は、中心部まで十分に火を通して下さい。
  - ・一度販売した使い捨ての容器は再利用しないで下さい。
- (5) 商品等の管理
  - ・商品、金銭、その他の貴重品等の保管は、出店者責任で管理を行って下さい。
  - 万一、盗難等があっても主催者は一切の責任を負いかねますので予めご了承下さい。
- (6) 発電機の取扱い
  - ・発電機を使用する場合は、取扱いに十分気をつけて、予めガソリンを満タンにして持参して下さい。
  - ・携行缶の持参やガソリンを補充する際には、次の点に注意して事故が起きないように注意して下さい。
    - ガソリンの噴出に注意すること。
    - 直射日光の当たる場所や高温の場所で保管しないこと。
    - 周囲の安全を確認すること。
    - フタを開ける前に発電機等のエンジンを停止すること。
    - フタを開ける前にエア抜きすること。
- (7) 火器の取扱い
  - ・火器類の使用は可能ですが、火器の取扱いには十分注意して使用して下さい。

- ・使用に際しては、アスファルトの上で直接使用することは避け、鉄板、耐火ボードなどを敷き、アスファルトを傷めないようにして下さい。  
万が一、アスファルトを傷めた場合は、修理費用の実費を請求させていただきます。
- ・さいたま市火災予防条例により4型以上の消火器の設置が義務付けられていますので、必ず4型以上の消火器の設置をお願いします。  
※用意のない場合は、出店を中止していただくこともあります。

(8) ゴミ処理

- ・出店者が出したゴミは、各自持ち帰ってください。会場内に設置しているゴミ箱は来訪者用のゴミ箱です。  
出店に伴うゴミは各自お持ち帰りください。
- ・歩行者専用道路内に設置した仮設トイレや側溝などにジュースや汁物、廃油等の流動物は流さないで下さい。

(9) その他事項

- ・ヘリウムガスを使用した風船(アルミ風船は厳禁)の配布、販売は行わないで下さい。
- ・自然災害等その他主催者の責めに帰しえない原因により、開催を中止することもあります。その場合主催者は、出店者が出店に伴い支出した費用については、責任を負いません。

15 消防署への届出

発電機及び火器を使用する団体は、さいたま市火災予防条例により消火器の設置が義務付けられていますので4型以上の消火器の設置をお願いします。また、露天等の開設届を事務局で消防署に提出いたします。  
イベント当日消防署による確認があります。

16 保健所への届出

飲食物の取扱いについて、さいたま市保健所への届出を事務局で取りまとめ一括して提出いたします。

17 交通規制等

花火打上げに伴う交通規制は行わない。  
打上場所の調節池周辺へ立入らないよう警備員等を配置する。

18 トイレ

浦和美園駅、浦和美園車両基地、浦和美園駅公衆トイレ、美園コミュニティセンターを案内する。

19 清掃活動

花火打ち上げの翌日に大門上池及びその周辺の清掃を行う。  
集合時間:10時  
活動時間:10時～12時予定